

平成22年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成22年4月28日  
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間ですので始めたいと思います。

きょうは第30回になりますが、斉藤委員がどこかで御不幸があったらしく欠席ということ。あと佐原委員がちょっとおくれるという御連絡がございました。

既に次第で御案内のとおり、きょうは議題が3つございます。

1つは、区分C：行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G：情報の共有についてということについて、三者それぞれから検討結果を報告していただいて議論を詰めるということであります。

2つ目は、区分F：地域の基盤（地域自治）について、これは骨子案チームからの作業報告がございまして、これを議論して骨子に近づけていくということ。

3番目は、区民討議会準備会・区民アンケート作問検討会からの検討状況の報告ということでございます。

ということで早速始めさせていただきますが、最初に配付資料等の説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から配付資料の御説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、次第なんですけど、日付が18日と記載されてありますので、28日に訂正願います。

本日お配りしている資料ですが、資料1から8までございます。まず、資料1が「条例骨子案検討作業チーム担当表」になっております。その中でチーム3のところの2回目の開催月なんですけれども、こちらは3月となっておりますけれども、4月に訂正願います。

続きまして、資料2が「条例に盛り込むべき事項」、区分C・Gの三者のそれぞれの案になっております。枝番が振ってありますけれども、資料2-1が区民検討会議案、資料2-2が議案、資料2-3が専門部会案ということになっております。

続きまして、資料3が「条例に盛り込むべき事項（三者比較表）」になっております。本日、今まで配付させていただいた資料に新たに追加されているところとしまして3ページ目、区分のC・というところが三者案がそろったことによって新たに追加された表になっております。

続きまして、資料4、「条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）」になっております。こちらのほうもたたき台の区分のC・G、ページで申し上げますと4ページ、5ページ、こちらのほうが今回新たに追加したところになります。

資料5が「条例骨子案検討シート」、区分Eと区分Fを配付しております。本日、骨子案シートFについて検討チームから御報告いただくわけですけれども、一部、EからFに移行しているところがありますので、改めてシートEも資料として配付させていただきました。

続きまして、資料6が「第1回区民討議会準備会開催概要」になっております。

続きまして、資料7が「条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項」になっております。

そして最後に、資料8が検討連絡会議の前回、第29回の開催概要になっております。

本日の配付資料につきましては以上です。

辻山座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速きょうの議題に入りたいと思いますが、最初は区分C：行政の役割と責務、行政の運営、税財政及び区分G：情報の共有についてということで、今御説明がありました資料2及び資料3の3ページ、資料4、4ページ、5ページというあたりを参照しながら、それぞれ三者から検討結果を御報告いただいて、そして議論を詰めるということにいたします。

では、慣例によって区民代表委員のほうからお願いいたします。

高野委員 区分Cということで行政の役割と責務という内容ですが、区民のほうの項目としては行政の役割と責務、資料2-1のところをごらんいただいて、仮設の行政の運営ということと情報の共有、それから税財政というのを1つにグルーピングして考えてみました。

それで1番目は区長の位置づけと役割ということで、こちらのところは特別区の歴史をかんがみて我々が選んだ区長であるということ条に盛り込みたいということがありまして、ここでは区民の信託を受けた区の代表として区長を置くと。2番目は、区長は区民の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営に当たると。区長は職員の適切な指導、監督、適正配置、人材育成に努めるという、この3つの項目です。

次へ行きますと、行政の役割と責務というところでありまして。行政はみずからの判断と責任の

もと、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない。2番目が、行政は区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない。3番目が、行政は基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない。4番目が行政は区民が学ぶ権利を保障するよう努めなければならない。

後で補足はつきたいと思います。

次は、職員の責務ということであります。職員は職責を自覚し、みずからの能力向上に努めなければならない。職員は法令等を遵守しなければならない。

最後に行政運営ですね。ここは12項目あります。1番目、行政は区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できるよう組織を整備しなければならない。2番目、行政は総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない。3番目、行政運営は公平で公正なものでなければならない。4番目、行政運営は最小の経費で最大の効果を上げるものでなければならない。5番目、行政は多様な方法により、区政運営に関する情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない。6番目、行政は行政評価を行い、その結果を公表し、施策反映しなければならない。7番目、行政は施策の策定、実施、評価、見直しの過程を区民参加に基づいて行うよう努めなければならない。8番目、行政は地域課題の解決のため、区民との協働に努めなければならない。9番目、行政は多様な方法を用いて区民の意見を十分聞くよう努めなければならない。10番目、行政は財政の健全化及び自立的な財政運営の確立に努めなければならない。11番目、行政は税等の区民負担の適正化を図らなければならない。12番目、行政は歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならないという形で書きました。いっぱい書いてあるので、御質問を受けたときに御返答させていくという形でやりたいと思います。よろしくお願いします。

辻山座長 それじゃ、ほかの区民委員の方の補足も一応、後でやるということいいですね。

それでは、引き続いて議会のほうの案を説明していただきます。

根本委員 まず、0、1、2、3、4という項目だけを見ていただくと、私どものところは4に議会が入って5に行政が来ています。これは執行機関ですね。議決機関としての議会を設置し、そこでの議論を経て、その議決に基づいて執行するというところで、議会を前に持ってきているということは特徴ですが、議論の順序としてはそういうことで執行機関を先に議論するというところで、私たちのほうの首長の設置以下、ずっとこの項目を御説明いたします。

例のいつものように基本理念条例で、区民は区の代表として区長を置くとか議会を置くというふうな、区民の立場からどう自治をつくっていくのかというふうにしてありますから、そういう形になっています。だから、特徴的なのは行政は云々という形で区民の意見と我々の、区民は何かを設置するという、大分ニュアンスの違いがありますが、まず首長の設置。区民は区の代表として区長を置くということで、区民が区長を置くんだというようなことをまずはっきりさせて明確にしています。その次に、その選ばれたというのが設置された区長の責務として、本条例の理念・原則に基づき自治の実現を図るとともに、公正誠実に区政を執行する。これは余り変わりはないですね。

それからその次に、執行機関の役割。執行機関はその権限と責任の範囲において誠実、公正にみずからの判断により職務の執行に当たるとともに、区長の総合調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図り、区民に身近な基礎的自治体としての区政を推進するというようなことを明記しています。

そして次に、職員の役割。職員は区民の一員であることを認識し、区民との協働の視点に立ち、本条例の理念・原則に基づき自治の実現に努める。職員は区民全体の奉仕者であることを自覚し、公益保護及び職員の行動基準等にかかる別に定める規定により公正・公平に職務を執行する。

それから、その次は自治体運営の基本原則ということで、区政運営と財政運営と情報公開、個人情報保護ということで2点、いろいろあるんでしょうけれども、とりあえず重要だと思う点2点ずつ掲げました。

区政運営については、基本構想・総合計画に基づいた区政運営を行うと。それから 事業の進行を管理し、状況を公表する。

財政運営については、健全な財政運営と財源の効率的・効果的な活用に努める。区民等に財政状況を公表する。

情報公開・個人情報保護については、区の所有する情報を原則として区民に公開する。個人情報保護し、適正に監視する。区の所有する情報を原則としてと、この原則を入れるか入れな

いかと議論した記憶があるんですが、やっぱり原則としてということで、公開できない情報もあるのではないかとということで、ここでは原則としてという言葉を入れたというふうに記憶しています。

これも長いから説明はまた同じように議論、質問なり何なりを受けながらということで。

辻山座長 それでは同様に補足はまた質問のときにやっていただくことにして、専門部会案をお願いいたします。

針谷委員 専門部会案でございます。専門部会案は3番の行政の役割とその運営というところと7番の情報の共有の部分をあわせて、行政の役割とその運営という形で1つにまとめております。

コンパクトに3本でございますけれども、区長等とはということで、区長等の等は執行機関を指しているということで、区長等は公共サービスの提供に当たっては、中長期的な見通しに基づく基本構想を策定し、その実現のため総合的な計画を定めるものとする。また、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、行政評価等により効果的効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。

2番目でございますけれども、区長等は多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない。

3番目が、区長等は多様な方法により区民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならないとしたところとでございます。

辻山座長 ほかの専門部会の方、補足はございませんか。いいですか。

それでは、それぞれ三者から御説明をいただきましたけれども、そもそもこのくくりから違っているということもありまして、その点も視野に入れながら御自由にまず相互の内容についての意見交換をしていただきたいと思っております。どうぞ、どなたからでも。

久保委員 区民案について、価値判断とか意見は抜きにして1点だけ、文章がこれは日本語ではないということだけ申し上げたいと思っております。行政運営の(7)、これは文章にはなっていません。「見直しの過程を」、「行うよう努めなければならない」というのは意味が不明になります。

それから、行政のほうについては意見があります。やはり自治基本条例は法律ですから、法律のたぐい、法律です。法律の中に「等の」という言葉が入り、そうしたらこの「等」を説明書で注釈つけなきゃならない。等についての説明の注釈なんていうのはちょっと聞いたことない。あくまでおっしゃるとおりなら、区長並びに執行機関はとかいうふうにすべきであって、等という言葉在法律の中に使うことはよほどのことでなかったら避けるべきだという意見を申し上げて、第1の言い出しっぺの意見を終わります。

辻山座長 ごもったもな御意見だったと思いますが、等を外してしまって、区長など執行機関はとやった場合には、行政委員会にも基本構想を策定しということを経済づけるかどうかという問題が残るそうだと、執行機関の場合には行政委員会も入りますのでということで、ちょっとそこは文言の整理が必要かなという気は確かにいたしますね。これは定義のところでは既に議論したんだろうか、区長と区長等って、まだ議論はないね。

高野委員 検討チームのチーム1において、その中でそういうとらえ方をしたいということの申し入れはそこには書いた記憶があります。ただし、おっしゃっているとおり討議はしておりません。

辻山座長 なるほど。その問題、1つありそうですね。

そのほかはどうですか。

私がちょっと引っかかっていることがあります。例えば区民検討会議案の「区民の信託を受けた区の代表として区長を置く」といった場合の区民というのは、まだこれは定義のところ確定しておりませんが、当然ですが信託行為はその有権者以外の方じゃできないということにするかどうかということもありますが、その整理はどうなっている。

高野委員 昨日もその辺の話がまた出まして、区民と住民の話は、住民ってどこまで住民なのか、

外国人を入れたり何かしたりとか、その辺の討議がないものですから、今のうちここで住民使ったりここで区民使ったりということをするとならば後で紛らわしくなることもあるので、だから、一応ずっと区民ということを使い続けようと、また括弧書きもそろそろ考えて、なしにして、区民で統一して、この場合はどうするのか、この場合はどうするかということの論点整理ができるんじゃないかというふうに考えてやっています。

辻山座長 なるほど。後で定義したときに、それをずっと整理していけばいいという。

それと、もう一ついいですか。区民検討案について、「行政は」という主語、これがどうも私にはなじまないんだけど、「行政は」というものの指している意味は何でしょうか。

高野委員 こちらでは見にくいと思うんですが、この行政運営の中においても行政組織とかその辺の部分もございますので、当初はみんなの討議の中においては行政組織とかという言葉を入れたい、あと、もしかするとこれは区長なんじゃないのとかという話も含めまして、一応整理するというので組織とかということをやめ、だから一応その定義づけも、これもまた少し行政組織という言葉もないし、だから行政という言葉だけでちょっと今整理していくということで、行政という言葉がずっと統一している状況であります。

辻山座長 なるほど。区長はという主語ですべてを代替できないというものが含まれていますね、確かにね。なるほど、そういうことですか。

そのほかどうでしょうか。はい、どうぞ。

山田委員 今回の関連ですけれども、行政はどう定義するかということもありますけれども、区民案の行政の役割と責務の(2)のところでも、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するということが書いてあるわけですね。それで、考え方としてはわかるような気もするんですけれども、区民のニーズというのはまさに多様なわけで、それを提供するというのは並大抵のことではないということだというふうに思うんですね。したがって、こういうふうな表現をするのが妥当かどうかというのは検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、もう一つ私の問題意識なんですけれども、財政問題なんですよね。財政については三者それぞれ似たような表現をされているというふうに思うんですけれども、まことに抽象的な話だというふうに思います。しかし、これからの自治体運営を考えた場合に、財政運営をどうするか、財政の基本的な原則をどこに置くかというのは極めて大事なことだというふうに思う。したがって、これだけでは、この抽象的な表現というのはこれで私はいいいというふうに思うんですけれども、ただ、やっぱりその関連する条例をきちんとつくるということを原則に、要するにうたうべきじゃないかというふうに思う。

全国的に見ると財政基本条例というのはまだそんなにできているわけじゃありませんけれども、例えば注目を集めた多治見市では財政基本条例をつくっていて、例えば負債についていうと、負債の負担というのは決めた人がやるわけじゃなくて、要するに次の世代の人が負担をするという、そういうケースが多いわけ。これは国も全く同じだというふうに思うんですけれども、したがって、そういうことをきちんと視野に入れた財政運営がこれから自治体に求められるということからすると、要するに財政基本条例みたいな、そういう関連条例が私は必要だというふうに思います。

したがって、ここで言われている、それぞれ三者共通しているような言い方をされていますけれども、これを受けとめて関連条例をつくるということもふれるべきではないかというふうに思いました。

辻山座長 この財政運営の規定を受けて基本条例をやがてつくるぞということではなくて、基本条例を制定して財政運営しなさいよということを書き込もうと、こういう趣旨ですか。

山田委員 そうです。要するに財政の基本的な運営については別の条例で定めるとか、そういうことにすべきじゃないか。そうしないと実質的に新宿区の将来的な財政運営が区民に、あるいは住民に目に見えた形でやられない、そういう危険性が出てくる。言っていることと、実際に行政運営の中で、区政運営の中でやることというのは必ずしも一致しない、そういう危険性があるんじゃないか。特に財政運営ってこれから大事なことだという、地方政府と言われていたわけですから、特にとりわけ大事なことということからすると、そういうふうな位置づけが必要じゃない

かというふうに私は思いました。

辻山座長 なるほど。はい、わかりました。  
どうぞ。

高野委員 御指摘の意味はよくわかります。ただ、あくまでも行政の運営ですから、行政がどう  
いう形でこれから区行政、分権されたときの本当にそういう自治体として活躍できるのかという  
ところの今御指摘の部分が全くというわけでもないですけども、多少ふれている部分がありま  
すが、その辺のところは行政はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうかということをお  
聞きしたいと思いました。

辻山座長 どなたか、どうぞ。

針谷委員 財政条例を含めましてなかなか難しいのかなとは思いますが、一応、確かに  
財政条例をつくっているところもあるんですが、国のほうからいろいろな指標を出せと言われて  
いる中で健全化判断比率とかいうことも出していますので、この自治基本条例の中で別に財政基  
本条例を定めるといのがどうなのかなというのはよく検討していかないといけないのかなとい  
うことと、さまざまな地方自治法の動きなんかも、今回もありますけれども、ありそうですので、  
どのタイミングでそういうものをつくっていったらいいのかなというのは、また別途検討する必  
要があるのかなというふうに思いますけれども。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 今の課長の答弁は、これまでの議会の答弁よりも若干後退しているんじゃないかなと  
いうふうに思うんですね。今までは、財政課長として答弁されたんだというふうに思いますけ  
れども、要するにそれなりに前向きな答弁があったし、私は問題意識としては区の姿勢というの  
は共有できるんじゃないかというふうに思っているんで、特にその財政情報の共有というのは非  
常に大事なことなんだけれども、必ずしも十分にされているわけじゃないですね。したがって、  
そこをきちんと担保していく必要があるというのがあると思う。

それから、基金の問題でも起債の問題でもですね、今はその原則があるようでほとんどない  
ということなわけですが、特にこれから財政が厳しくなって起債を起こさなきゃだめだとい  
うことになった場合に、その起債の負担の割合が将来的にどうなっていくかというのは、それは財政情  
報としてきちんと公表する必要があるというふうに思うんですね。しかし、そういうことをする  
必要は今特別ないいんだよね。意識的にやるしかないわけ。それでは健全な財政状況を区民の皆  
さんに情報として公開をしているということにはならないんじゃないかというふうに思う。

したがって、そういうことを含めた財政基本条例みたいなものをつくるべきだ。さっき言った  
多治見市では多治見市独自の、国で決めている4つとか5つの指標だけじゃなくて、多治見市独  
自の指標も設定をして、それを区民に公表しているわけですね。そこまでやるかどうかは別に  
して、やっぱりそういうふうな姿勢が必要じゃないかと。そのためにはやっぱり条例が必要だ  
というふうに私は思う。

辻山座長 御意見ございますか。  
どうぞ。

久保委員 区民案になりますけれども、まず結論だけ言いますけれども、ぜひこの問題は再検討  
していただきたい。その理由は、内容が余りにも多過ぎる。もう少し簡潔にいただきたい。  
そのためには再検討していただきたい。その具体性を言いますと、まず修飾語が多過ぎて非常に  
問題が起きる。例えば「行政は地域課題の解決のために協働を」というときに、それじゃ地域課  
題の解決のためだけですかということになる。こういう修飾語や副詞は、どうしても批判を免れ  
ない。それから第1の「区民の信託を受けた区の代表」というのは、住民の、有権者の信託を受  
けない代表があるのかという、嫌がらせみたいだけれども、余計な言葉が入り過ぎている。

それともう一つは、言わずもがなのことが、自治基本条例が基本的に言わなきゃいけないこ  
とでないことが余りにも多過ぎると思っています。最初の区長の位置づけのところの(3)、それ  
から行政運営のところの(3)、(4)、こういう問題は全く言わずもがなのことで、こういう  
ものを入れていたら膨大な基本条例になってしまうというような、けちをつけているみたいな言

い方で本当に申しわけないけれども、あえて言わせてもらおうと、この点だけはぜひ再検討をしていただきたいという要望をします。

それから、最初に言った(7)についてはちょっと……。

高野委員 今御指摘いただいた文は、これでも整理しているんですね。まずね。やっぱり不満とかじゃなくて、こうなってほしいとかこうなりたいとかということが多分に多いものですから、この、今御指摘の区長の位置づけの部分に関しては当たり前だよ、だけれども入れようというところの部分があると。これは、ただ単に区の代表として区長を置くじゃ、ちょっと見えづらいでしょう。じゃ、どうするということで、これははっきりいって修飾語かもしれませんが、そういう形で表記したということですね。あとは、その3番目のところは、「区長は、職員の適切な」というところがありまして、あと例えば職員のところとか、いろんなところで項目が絡んでくる部分を包含する意味でも、この部分はやっぱり人事権のある首長がある程度そういう形で指南しなきゃいけないんじゃないかということを表記しているということなので、これは一応まとめてこれだけにしたということで御理解いただきたいことと、それから今、(3)と(4)の行政運営の部分ですが、ここはこれ以上踏み込めないんじゃないかと。だから、公平で公正なものでなければいけないと、当たり前だけれどもやってよねということで、じゃ、もし赤字になったときにだれが責任とるんだといったときに、この中で表記されていませんが、だれが負担すべきだという話も出ている状況なので、これを「最小経費で最大の効果を上げるものでなければならぬ」、これも当たり前だよという部分の御指摘の部分だと思うんですが、あえてこれは当たり前の部分を出させていただいて、ちょっと促すみたいな部分で御理解いただきたいというふうに考えます。

それと、あと行政運営の8番目、「地域課題の解決のため」ということで、これ以外にいろんなものが区との協働というのがあるのかということがあるところがあって、とどのつまり、この部分が一番メインではないかということもここに表記した。これだと、例えば行政は「区民との協働に努めなければならない」、じゃ、何のという部分になって、このことだと。そうすると、ここには議会のほうにも入ってきて、地域課題の解決のために議会と行政と区民が三者でやっていかなきゃいけないという部分も、この部分を含めているということでもあります。

それとあと、その上の「行政は政策の策定」、これはPDCAの意味合いをここには盛り込んでいます。この中においても区民参加に基づいて行うということは、ここは悩ましい言葉で、先ほどすぐ個別条例、個別条例というお話が出ますが、そこには区民がいつでも参加できない。じゃ、三鷹市ではないんですが、あえて覚書という形でこの条例に関してはこういう形で区民を参加というか、それを策定、プランですね。Pの時点のところでもPDCAがあるというふうに考えますので、そこからの参画も必要ではないかということがあるので、これは当時区民会議で使いました譲れない項目というふうな形で考えています。

あとは、区民ニーズという話が先ほどありました。この区民ニーズという、生意気なことを言うようですが、区民のいわゆる需要、公共需要があって公共ニーズがあるわけですね。そうすると、全部が全部ではないんですけども、公共サービスの中においてもやっぱり行政が考えている需要と区民が考えている需要が違うだろうと。その部分をどういうふうな形でしていくかということが、お互いのわかりやすい形で協働しながら、こうしたほうがいい、ああしたほうがいい。ただ、今はどうしても協働ということになると指標というか、参加した人の人数を頭数で明記したり、それを評価していく方法しか今のところないだろうけれども、本来その部分が実際公共ニーズになっているのかどうかという部分も評価の中で検討していく必要もあるんじゃないかという部分も、ちょっと余分な話をしましたが、以上のようなことがあって「区民ニーズに応じた」という言葉を使ったという状況です。

ちょっと足りないかもしれません。

辻山座長 はい。

事務局 事務局から1カ所、区民検討案の(7)の「行政は」の後ろ、「施策」ではなくて「政策」になります。事務局の変換ミスですので訂正をお願いいたします。

辻山座長 ちょっと待って。大友委員が今の補足で、多分あると思う。

大友委員 先ほど山田委員のほうから御指摘がありました財政に関して、いろいろとやはり別でやったほうがいいんじゃないか。民間、私どもとしましてはこの中できちっとそういう財政につ

いて語っていきこうということで、最後のところで3項目入れていると思うんですね。先ほど専門部会のほうから、やはり政府だとかそういうところからの財政の補助金等のお話だったんではないかなと思うんですが、そういうのもあるからということなんでしょうけれども、そういうことからやると、やはりこの自治基本条例というのは100年続くぐらいな形で我々もこれを策定しようという意気込みでやっているとしたら、(10)番のところ「自主的な財政基盤の確立に努めなければならない」というような形できちっと文言をうたっておりますし、それから「税等の区民負担の適正化を図らなければならない」、これは安ければいいというだけではないと思うんですね。そういうような形で、負担とそれから便益みたいな形の、きちっと考えようといった形での議論の中でこのように3項目出てきたわけですし、(12)の財政の透明性の確保に努めなければならないということに関しましては、やはり区民が財政をきちっと把握して、そしてそこで考えていくということを考えなければいけないような時代にこれからなるのではないかとということ想定しながら、このような3つのような形でかみ砕いてやったからこのように多くなったと思うんですが、ほかの件に関してもそのような形で多くなっていると思います。そういうことから12項目出てしまったという結果だと思うんですけども。

辻山座長 お待たせしました、どうぞ。

久保委員 (7)なんですよけれども、どっちかというと僕が言っていたのは「過程を」という言葉の後に来る述語が日本語になっていないのでわかりにくい。「過程を」、「行うように努めなければならない」という日本語はない。もし言葉を探すなら、過程を明らかにしなければならぬとか、そういうのはわかるけれども、過程を行うようにというのはどうしてもわからないということで、意味はよくわかって賛同しています。

高野委員 すみません、今、センテンスの問題ですね。実はそのこの部分は、原案は「見直しの過程において、」というふうな形で書いていたんですが。

久保委員 過程において区民の参加をしなきゃいけないと、こういう、わかるように。

高野委員 そういうことです。それで済みません。だから、そこが「を」になってしまっている部分なんで申しわけございません。そういうことで御理解ください。

久保委員 続けて済みません。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 建設的な意見を申し上げますが、行政の役割と責務の(4)、これはチーム第2が一生懸命頑張った問題と関連しているんですが、ここでやるときは学ぶ権利だけが出てきたら本当にやっぱりわからなくなるんで、少なくともその前に情報を共有し、そして学ぶとかという、もう少し入れてもらったほうがわかるんじゃないかと。ここで学ぶ権利というのが出てしまったら、わかなくなるんじゃないでしょうかということ申し上げます。

辻山座長 どうぞ。

土屋委員 そのことに関してなんですけれども、区民案としては覚書として区民の権利のところに出てきた文言を使いまして、自治の担い手として生涯にわたる、学ぶということだと、学ぶということはそういうことだとするのを入れてあります。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 単純に言うと学ぶ主体は区民であって、それを行政がその補佐をするという、そういうスタンスでお願いしますということと、それから今の話は学ぶは実際前回、自治の権利とか、そういうところの学ぶという意味合いがあるから、だから一応、検討連絡会議のほうに合わせましょうということ、話は皆さんの了解を得ています。

以上です。

辻山座長 技術的には第何条に定める学ぶ権利をというふうにすれば言動性はつきりするとか、立法技術で解決できる部分はあるかもしれませんね。

そのほかは、ちょっと僕は気になっていることがまだあるんですが、例えば区民検討案の行政運営第(11)ですね、「税等の区民負担の適正化を図る」というのは行政役割かどうかということについて若干気になりますが、つまり税を課すというのは議会の基本的な権能だろうというふうに思っていて、そこはどうだろうか。

加賀美委員 そうです。税を課す権限、それは議会に与える、これは……。

辻山座長 でも、条例主義だから。

加賀美委員 条例に基づきますけれども、権限は区長が。

辻山座長 課税権はね。

加賀美委員 そうです。

辻山座長 そうすると、条例というのは何なの。

加賀美委員 根拠は条例。

辻山座長 条例がなければ課税権は発生しないんでしょう。

加賀美委員 ですから、そういうことですね。

辻山座長 条例の中で課税権が置かれている、それとも税法で置かれている。

加賀美委員 税法……。

辻山座長 そこはちょっと怪しいところなんだよね。確かに自治体の税制。

高野委員 ここの部分は、もともと2つの文に分けた部分がありまして、もともとはバランスのとれた収支という形で、自立的にその自治体が自立していくということと、そこからいわゆる都区の関係も視野に入れてその辺の部分の部分をちょっと、自立したとかいう部分をちょっと表記しています。それで財政基盤の確立ということで、これは自治体の経営安定化の推進の意味であって、税金の徴収も含めようというふうな流れでちょっと考えたというのが前提にあります。

辻山座長 なるほど。それはそうですね。

高野委員 それを、文を2つに分けて区民案として「財政の健全化及び自立的な財政基盤確立に努めなければならない」ということと、それからこの税だけでいいのかということ、例えば利用者の利用料だとか、その辺の部分もあるから、この「税等」にちょっと考えて入れたというところがあります。そんなところですよ。

辻山座長 やっぱ、もしかすると最初に私が指摘した「行政は」という主語ですっと通しているところに無理があるのかもしれない。別な言葉ならストンと落ちる可能性はあるという、その工夫ということにいたしましょう。

はい、どうぞ。

山田委員 今までもこういうふうな議論があったというふうに思いますけれども、例えば区民案の行政運営の(7)番のところに「区民参加に基づいて」と書かれてありますね。それで、ここは非常に重要だというようなことが強調されましたし、私もそう思っているんですけれども、区民参加が必要なのはこれだけじゃもちろんないわけですよ。いろんな分野で必要だというふうに思うんですよ。これから議論する地域自治のところでも地域自治個別条例で定めるという提案がありますけれども、利用料を定めるときには区民参加が必要だということを後で説明するはず

ですが、要するにあらゆる分野で区民参加が必要だというふうになるわけですね。それで、もともと区分のEのところでは区民検討会議のほうが区民参加の保障ということを行っているわけで、それで、これについてはチーム3で議論するというようになっていたわけですが、必ずしもチーム3の課題じゃないということで、我々は一たんこの場にお返しをしたという形になっているわけですが、あらゆる分野で区民参加を保障していくという、そういう観点に立つならば、私は住民投票条例はもちろん大事だし必要だし、それはつくることになるわけですが、それだけじゃなくて住民参加条例みたいな、あるいは区民参加条例みたいな、そういう仕組みをつくるということが必要ではないかと。そうすることによって、それぞれのところで区民参加が必要だ、区民参加が必要だということをするのを避けるということもできるのではないかと。いうふうに思うんです。そこを抜きにして区民参加が必要だということになると、ここだけじゃなくてあらゆるところにそういう文言を散りばめなきゃだめだということになりますから、やっぱり条例のつくり方として妥当かどうかということがあるんじゃないかというふうに思います。特に住民参加条例あるいは区民参加条例は、主体が区民だと、あるいは住民だということからすると、やっぱり自治基本条例の中できちんと位置づけをする必要があるんじゃないかというふうに思います。

辻山座長 なるほど。確かに区民の権利のところでは参加権が保障されているんだけど、参加権をうたったその実現が、この過程への参加というのではちょっと弱いかなという感じはしますね。

はい、どうぞ。

大友委員 この政策策定及び実施評価見直しの過程においてというような形で、特にこういう中で策定実施、策定というんでしょうか、そういうところでやはり議会等もかかわってくると思うんですが、なかなか区民がこら辺のところに参加できないんじゃないかというような意味合いもあって強くそこら辺のところを言いたかった方が、ここのところに入れてほしいというような形だと思っただけです。だから、やはり策定の段階から考えていくというようなこと。そして実施して、実施でもやっぱり協働してやっていく。そして、見直しの中でも我々区民が入れていただく。そして、評価も我々区民も入れていただくような形の中で、さっきの「区長等」という形になるかもしれません。区長等と議会と、そして区民が3つで一緒にこれをPDCAをやっていくという意味を含めて、その願いを込めて言っているんじゃないかと思うんですが。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 言われている人の気持ちは私よくわかるんですが、したがって、そこをきちんと受けとめなきゃだめだということだと思っただけです。それで、三者のたたき台の中でも表現の違いは若干ありますけれども、区民も議会も行政も区民参加の機会を保障するというのをそれぞれ言っているわけです。表現は違いますが、これを要するに全体として受けとめると。個別的な課題でどうするかということじゃなくて、区政運営の一般的な原則として条例化すべきじゃないかと。そうすることによって一々区民参加がどうだこうだとかいうことを、それぞれの条文の中で言う必要がなくなるということになります。

辻山座長 どうぞ。

樋口委員 私もその意見に賛成なんですけれども、ここでは、ですから「行政は」という、それこそ先ほどからお話が出ている主語にこういう形で置いているので、ここでもまた言わなきゃいけないというふうになってしまっていると思うので、その言わんとする意味は今、大友委員が言われたようなことなんですけれども、ですから今、山田委員が言われたように、やっぱり区民参加というものをどこかで1つにまとめて言うことで、もう少しすっきりしてくるのかなとやっぱり思いますけれども。

辻山座長 そういう意味では、このくくりといいましょうか、中分類のところでは区民検討案では行政運営という形ですらっと並べているのを、執行機関の役割と今言ったように区政運営の基本原則みたいなのに区分できれば、落ち着くものは結構落ち着くかもしれないという気はしているんですね。今のでいうと区政運営のところでは、区政の運営に当たっては別に条例の定めるところにより区民の参加を保障しなければならないというような。ただ、大友委員が言ったように、そ

う書いた割には市民参加条例とかと別につくっているところもあるんですけども、結構骨抜きになっていて具体性がないというのは結構あるんですよ。そのことが心配だから全部入れると、PDCAを入れておくという気持ちもわからないことはないんですけどもね。

私が見ているのは、北海道石狩市の市民参加条例が個別の事項について並べて、その場合にはどういうタイプの参加の仕方が保障されているみたいなことやったりしていて、これは結構細かいんですけども、余りそういうのがないのでということのようですが、それはむしろ基本条例の中に書いた以上は区民も監視し、議会もしっかりやれよというふうにして、介入していきかないのかなというようにあるのかもしれませんが。この場合はそういうふうな三者の信頼でこの条文に落としましょうということ判断するか、いや、信頼できないから具体的にやっぱり書いてもらおうということにするかというのは、その言ってみればバーゲニングの場ですので、十分議論していく必要があると思います。

どうぞ。

野尻委員 この説明をさせていただきます。地域自治につきましても地域自治組織の別条例をぜひつくりたいということになりまして、その制定の部分で区民だけではなくて議会も、三者がともに検討する立場になりたいということ、特に条例としては入れませんが、申し出たいということなんです。

辻山座長 なるほど。

野尻委員 ですから、住民投票も先ほどおっしゃられたように、そうですし、ですから座長がおっしゃられたように区政運営に当たってはということで、しっかりと区民参加を訴えていくというのが一番わかりやすいし、訴える力が強いと思いますので、それがいいと思います。

辻山座長 なるほど。これは、骨子案の作業チームへ送りますよ。だから、このままで送られたら困るという状態で受け取らないように、詰めておかないと。

はい、どうぞ。

樋口委員 私はチーム2なもんで多分来るんだと思っているんですけども、だから、このまま来られては困ると思うんですけども（「そうでしょうね」と呼ぶ者あり）、確かにとってもこの行政運営のところには区民の思いが詰まっているんですよ。だけど、やっぱり客観的に見るとここだけ物すごいボリュームになっているのもちょっと条例の書き方としては余りよくないと思うんですけども、やっぱりそういうことも考える必要があるんでしょうか。それで、どちらでしょうか。行政が出されたものなどが結構かなり簡潔にいろんな要素を1つの文章に、例えば行政の1番のところでは区長等ということでも、2つの文章に分かれておりますけれども、入っていますよね。こういう形にすれば、この行政運営の区民のほうももう少しコンパクトになるかなと思うんですけども、でも、この行政の役割と責務というのと区民のほうの行政運営というのをこういうふうに分けていることについては、どういうふうに座長はごらんになっていますか。区民のほうの行政の役割と責務というのと行政運営という、重なる部分というのがありますよね。

辻山座長 そうそう、かなりね。それと一番上の区長の位置づけと役割のところも、主語によってはかなり重なっていますね。ですから、区長のところはもしかすると区長の設置という条文だけでいいのかもしれないというような気もしていますがね。

どうぞ。

久保委員 もう一回、区民案にけちをつけさせていただきたいんですが、今までも出たんですけども、行政の役割と責務の(2)の「区民のニーズに応じた」という公共サービスに対する修飾語、それから、さっきも言いましたけれども、行政運営の(8)にある「地域課題の解決のため」という副詞、こういう修飾語形容詞や副詞が、その後に来る公共サービスとか、あるいは区民との協働という意味を非常に縮めてしまっている。そういうことはやっぱりもう少し検討していただけないかと。

あえて言いますと、「区民のニーズに応じた」というのを、何とか区民ニーズに応じて行政やってくださいよという気持ちわかるんですけども、行政というのは区民のニーズに応じた公共サービスだけではなくて行政の見識に基づいた、区民のニーズが今はないかもしれんけれども、

行政の将来にわたる見識に基づいてやる公共サービスもあるんです。それから、地域課題の解決だけではなくて新宿区の行政全体にわたっての問題で協働をやるということもあるんです。こういう修飾語や副詞がそれを縮めてしまうきらいがあるというのを心配をしているんです。

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 今回の御指摘の公共ニーズの話なんですけど、実際どういう形でこれが出てきたかという経緯がございまして、本当は職員の責務というところから実はシフトしてきた状況なんですね。これはみずからの判断でという話がさっきもあって、その中で良質な公共サービスの提供と区民満足度の向上に努めるために職員はちゃんとやってくれよなというふうな意味合いがあったので、それはシフトとしてちょっと違うところに持っていきましょうよということで、一応行政の役割と責務のほうにシフトしていったので多少なじみがないかもしれませんが、一応望んでいることは先ほど御説明を申し上げたような内容というふうに理解していただければと思います。

辻山座長 御意見ありますか。

加賀美委員 久保委員がおっしゃっていた区民案の行政運営の(8)の協働のところの「地域課題の解決のため」というところの話なんですけど、確かに久保委員が言うように協働すべき領域ってかなり広いことは広いんですね。ただ、メインといいますか、核となる部分は地域課題の解決というのがやっぱり協働のメインになってくるし、また協働することの意味合いというのは地域課題の解決だけではなくて、その自治の担い手として地域の人たちが積極的に区政に参画をするというのが2つ目はあります。3つ目としては、これは協働することで行政の体質を改善しようということがあるんですよ。行政のともすれば縦割りのやり方、あるいは前例踏襲、そういうものを協働することによって行政のそういう体質を改善していこうと、主に3つの協働の意味合いってあるんですけど、その中でも地域課題の解決というのは一番大きな部分、協働の意味合いということで、そういう部分をとらえて地域課題の解決のためにということで区民案が出てきたとすれば、それはそれで私としてはいいのかなと。ただ、それだけじゃないよと久保委員のおっしゃることもそうだと、それは一応担当の課長として申し上げておきます。

辻山座長 はい、どうぞ。

小松委員 私は、この行政運営でたくさん出されていますよね、このことによって反対にとっても大切な部分がわかりづらくなるような感じがして、要するに協働で区民のための区政を行っていくという大事な部分がね。一つ一つのことをこれはどうだこうだとあげつらっていくと、それはそれなりにあげつらっていくられるんですけども、それよりも項目を多くすることによってわかりづらくなるということはあると思うんです。ですから、一番最初に久保委員が意見を言われたように、これをまずもう少し整理させていただきたいと。周りの者、私たちがみんなで寄ってたかってやるよりは、出された区民検討委員の皆様の中でももう少しホシは何だろうと、行政運営のというところに的を絞ったものを精査して出されることが私は一番いいんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとわからなくなってしまいましたね。

辻山座長 どうぞ。

大友委員 結局、そういうふうによっちゃうと、これは条例をまたつくりましょうよという山田委員の言い方になって、そのこのところでまた私ども区民の検討会議というのをちゃんと入れていただけたかどうかとか、そういうふうにと考えると、このぐらいたくさん項目羅列になっちゃったということは、先ほど私が財政の中でも申し上げたような形だと思うんですよ。そこら辺は保障していただけるのということもあるんじゃないかなと思うんです。それはもう議会と区長とでよっちゃうという、やはりそれはそういう中ではすべて入れていただかないといけないんじゃないかなと思うんです。

辻山座長 はい、どうぞ。

小松委員 これは、住民投票条例なんかのを細かく入れようというのとはまた趣旨が違うような、私は感じがしますね。それは区民の権利のところに入れ込むとか、本当に原則のきちっとしたと

ころに大項目で入れるべき私はもっと大きな方向性を示すべきところだと思うんですね。ですから、それを細かくするというのは反対に薄まってしまう、こういう感じがするんですよ。それは区民検討委員の中でもう一回、もう一度煮詰めることが大切なのかなと、それは久保委員が一番最初おっしゃいましたよね。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 私も皆さんがおっしゃるように、その区民案のところは多少精査するというか、精査できる部分が結構あるんだろうと思うんです。ただ、これをまた区民の方で持って帰るとするのは、ここまである意味そちらとしては精査をしてきたという結果なので、戻すというよりはもう骨子案チームの作業チームでそれは客観的に、その中に区民の方もお二人入っているわけですから、そういう意味で闘わせるというところでも、順序でそう行ったほうがいいのかというのを思いました。

辻山座長 はい、どうぞ。

山田委員 私もそういうふうな作業がいいというふうに思いますけれども、その場合に大友委員が言うように、やっぱり何か決めるときに区民の皆さんが参加できるのかどうかという心配があるわけですね。それは、だれかに、議会にお願いするとか区長にお願いするということじゃなくて、要するに自治基本条例の中でそこを明確にすればいいんですよ。だから、そこをきちんとして、こういうふうな検討する場合に住民ももちろん参加するんだ、議会も行政も参加するんだよと、そういう仕組みをつくれれば十分担保されることであるんじゃないかというふうに私は思います。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 私もこれをずっと見ていて、議会案というのはなかなかまとまっていいぐあいで、手前みそで思うんですが、専門部会のほうにお聞きしたいんですけれども、専門部会のほうは区長の設置とか、そういうのはないでしょう。ある意味じゃ実務的なというかね。これはなぜなのかな。区民も我々も、やっぱり原則として区の代表として区長を設置するとか、区長と区民との関係とか、区長と議会との関係とかというふうに、きちっと明らかにしているわけだよね。どこから出てくるのかわかんないけれども、この範囲で言うとないでしょう。だから、そうすると何か行政手続きみたいな話になっていって、本当の自治みたいなことを考えているのかというふうに思うのが1つと、これは皆様方に質問なんですけど、それともう一つは、今の議論を聞いていてつくづく僕は思うんだけど、やっぱり自治基本条例の中に何でもかんでも入れ込むというのは逆に言うと区民参加を狭めているというふうに最近思うようになってきた。

これだけみんなで議論をしていると、そうするとこのパターンを、これを今後の区政運営なり議会運営なりの1つの流れとして定着させていくというふうに考えると、一つ一つの個別条例をもっと区民参加で議論を深めたほうがいいのかというふうに思ってきているんですよ。それは多分、これから我々が自治基本条例をつくってから何年かかるかわかりませんよね。この方式でやれば、1つのやつだって2年ぐらいかけて条例まで行くのかもしれないし、相当つらいことだけれども、しかしそれが新宿区の区政運営の原則なんだということをここで入れていくということにすれば、おまえらは勝手なことばかり今度やるんじゃないかという心配はかなりなくなって、逆にお互いにイコールパートナーというかね。そうは言ったって、こっちは4年に一回ずつ苦労しているんだぞという話にもなるんだけど、そういうようなスタートとしてこの議論の過程の中でつくられていって明記していくということのほうがというか、そういうことが重要なんだなというふうに最近思ってきたんですけれどもね。とりあえずそういうこと、感想を申し上げてまず専門部会のほうの質問は伺いたいんですけれども。

辻山座長 はい、どうぞ。

針谷委員 この後、議会のほうの話も出てくると思うんですけれども、設置自体はあえて書かなくても別の法令に基づいてということがございましたので、専門部会案としては書いてないです。もしも区長の設置というのをあえて書くんだとすると、例えば別の法令によりとか、直接選挙により選ばれたものとして区の代表として区長を置くというような書き方はあるかと思えますけれ

ども、ここではあえて書かなくても他の法令でそちらが担保されているというふうに思ったので、そこはあえて記載していないということでございます。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 やっぱり基本条例ですから、これは私たち自身の区民全体の啓蒙も必要なんです。含まれているんですね。当たり前のことかもしれないけれども、ここでは区民が区長を設置するというふうに高らかに最初に声明することによって、その言葉によって区民の意識が非常に高まるし、真実を見つめることができる、そういう言葉は必要なんじゃないでしょうか。自治法だ、憲法で決まっているんだというふうに、その言葉で自治基本条例が始まるのを全区民のものにする、その言葉が必要だというふうに思っただけじゃないですかね。

辻山座長 はい。

針谷委員 そういう意味では、後のほうで、もし書くとすればという意味合いで言わせていただいたのは、例えば区民はそういうふうに置くんだということであれば、その間の修飾語として別に法に定めるとかというのは入ってくるかもしれないけれども、その設置自体を丸ごと入れるべきではないというふうに判断しているものではありませんので、それは御理解いただければと思います。

辻山座長 じゃ、小松委員どうぞ。

小松委員 私たち議会のほうは、あえて区民が区長を置くわけですから、位置関係、力関係というか、位置づけとして区民が区長を置くんだと、区民が議会を置くという、こういう大前提からスタートしているんですが、これはとても大切なところで、こういうふうなことを書いたんですね。

山田委員 ちょっと補足しますけれども、小松委員が言うように私たちは法律で決まっていることは除くということは、必ずしもそういう整理はしていないんですよ。

辻山座長 そうですね。

山田委員 法律で決まっていたとしても、要するに強調したいところがあるわけ。そこについては条例でも明確にするというふうな、そういう見解、いろいろ議論した結果そうだった。区長についても議会についても、そういうふうになったんです。議会についてはそれは法律で決まっているんだけど、区長については別にどこかの法律で決まっているということではないんだよね。そういうことからしても、やっぱり区長と議会を置くというのは、区民が置くんだということをこの条例の中で強調する意味合いというのは非常に大きいんじゃないかというふうに私は思いました。

辻山座長 はい、どうぞ。

土屋委員 区民側で討議したときに出たんですけれども、区長を一時期議会が選任して都が任命したということがあったと。

辻山座長 そうそう。

土屋委員 そういうことで区長の位置づけを明確化したほうがいいんじゃないかということと、また地方自治法で区長の位置づけというのは定められているんですけれども、一般の区民の人は地方自治法を見る機会は少ないんですけれども、自治基本条例ができたときにこれを見る機会は多いんじゃないかということで、やはり区長の位置づけというのはちゃんと入れておきましょうということになりました。

辻山座長 はい、どうぞ。

大友委員 そういう意味では「信託を受けた」という形で私どもこうやって言っているわけですが、ここら辺のところはやはり選挙できちっと選べる、本来からいうとそういうようなこと、例えば国の法律で決まっているからとか、そういうことで行財政についても国からの交付金だとか、そういうようなものがあるからとかいうような御発言があったんだけど、やはり自立していくためには私どもが区長を信託を受けた区の代表として置くんだというような、高らかに宣言することがきちっと必要なんじゃないかなと僕は思うんですけどもね。そういうような思いがあったからこそ、このところで「信託を受けた区の代表」というような形の表現が出たんじゃないかと、区民委員の皆さんもそういうふうに思っていると思うんですが。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 区の代表として区長を置くという、これは議会案と同じなんですけど、この言葉が意味することは非常に簡潔で大きい重いものを持っているんです。区民の信託を受けるという、区民が代表として区長を置くというのは、こんなちっちゃな言葉ではないんです。そこに修飾語をつけることによって、大きな意味を薄めているんですよ。「信託を受けた」、当たり前のことなんですけど、当たり前は置くなと言ったのとちょっと違うんでね。でも、「信託を受けた」という言葉によって、区民が区長を置くという言葉の薄めちゃうんですよ。そういうのは何かちょっと、大友委員、きょうは一日朝からつき合っているだけけれども。

辻山座長 どうぞ、高野委員。

高野委員 どう言えばいいかという、きのうも、二元代表制という話をポンと書けばわかるんですけども、わかんないと言われちゃうと、この条例は区民が本当の意味でなじむということであれば、わかりやすい言葉で書くということが大事だなということがあって、結構この行政のほうも議会のほうも装飾語というか、要するに副詞に近いような装飾後があったりとか、そういうのがございますので、ちょっと読みにくい部分もあるんですけども、結局それと、あと行政運営ということでさっき座長からお話があったように、この言葉の中でもう少し細分化というか、分類をすることによってもっと整理ができるかという部分があるんですけど、一応この部分は行政運営という1つのくりとして考えてもらって、そうするとその中のセンテンスかもしれませんが、もしかするとこういうこと、こういうことをやってよねというか、こういうことだよねということを示しているわけですので、骨子案の骨子案の案の案ぐらいの形で書いている部分もあると思うので、それをくみ取っていただくというほうが、逆に今理解してくださいよという部分で、していますよということより、こういうことがあるんだけど、ここはこういうことを考えているんだよねということをお理解していただいて、それで骨子案に盛り込んでいただくというほうがより区民検討会議のほうはうれしくてたまらないぐらいになると思いますので、そういう形でちょっと御検討いただければと思います。

辻山座長 はい、どうぞ。

根本委員 だんだんまとまってきて、他の条例もそうですけれども、この議会案、また議会案の宣伝になっちゃうんですけども、幾つかに分けているわけじゃないですか。区政の運営、財政運営、情報公開、個人情報保護、こういう格好でまとめていくと幾つか、10何ぼをだらだらと書いているというイメージから大分はっきりしてくると思うんですよ。その中で今言った協働という言葉は本当に入れ込むのかどうかと、この前言った参加と何とかでいこうという話があったね。参画と協働は……。（「参画はなしに」と呼ぶ者あり）

辻山座長 うん、参加と協働。

根本委員 協働は入れるんですか。

辻山座長 入れたですね。

根本委員 それから地域課題を解決のためにということなのかとかという、こういう議論は作業部会でやるとして、作業部会に来るとしたら、この公共のニーズという言葉なんですけれども、これはまたさっき石狩の話だから石狩のをちょっと見てみたら、市民の意見を積極的に把握し市

政に適切に反映するという、こういういいことばかりなんだよね。公共のニーズはできるだけ、ニーズって何だという話にもまたなり兼ねないのもあって、市民の意見を積極的に把握し、それを適切に反映するよう努めなければならぬと、これはなかなかわかりやすいな。こういう作業も少しやらせていただいてもいいかと。我々のだものね。どうも2のほうに行きそうなものだから、少し(「それで間違いなく」と呼ぶ者あり)。そうなの。

高野委員 今のお話で、その部分は用語の定義という形でとらえるのか、今、根本委員が言われたような形でとらえるのか。前回、区民検討会議案のほうで用語の定義に入れようねということで公共ニーズという言葉をあえて提案したと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

辻山座長 公共サービス。

久保委員 公共サービス。根本委員では区民ニーズを公共ニーズと言っていたあれですよ。

根本委員 ニーズという言葉は今、市民の意見を積極的に把握し、それを反映するというのは実にわかりやすいけれども、この区民のニーズに応じた公共サービスを提供するというのは、その解釈というか、非常に解釈が難しい。

高野委員 もともとは公共需要というのがあって、こういうのをやってほしいなというのが区民が考えているエリアだと思います。領域だと思います。区民が考えているのを、じゃ、その中でこういうことをもっとやってもらいたいなという形のもが区民の公共のニーズという形でとらえる方もあります。そうすると今度、行政のほうはあくまでも行政なりに見た需要って、いわゆる公共の需要をどういうふうに見てくるかということになると、こういうことが行政サイドでは公共の需要だということ考えたから、だから公共の行政のニーズとしてこういう形でこういう事業を考えましたよということは今施策でやっているわけですよ。そうすると、この部分が行政が考えているニーズが本当に区民のニーズなのかという部分がありますよね。そこで協働という形をとったりなんかしながら、いろんな形でその部分がお互いの意見が反映されてくると、これが本当の意味の公共ニーズが行政ニーズと等しくなってくる可能性もあるだろうと。それは必ず重なるということはないから、必ず先ほどどなたかがおっしゃったように要望は、需要は結構多いから、どんどん膨れ上がるだろうけれども、でもそこで1つのルールができてくれば、その部分はあえて区民ニーズに応じてというふうな部分が出てくるんじゃないかというふう

辻山座長 それは詰めて言えば、個々人の個人的なニード群、生活上のニード群、あるいは時にはウィッシュ、こうしてほしいなということもあって、それを行政ニーズとして把握するためには一種の公共性認定ということが行われるわけですよ。これは行政でやるべきウィッシュだ、あるいはニードだというふうに拾い上げていく、それを今のところは行政と議会の役割で一方的にやっているわけけれども、その認定を協働でやるようにしていく必要があると、こういうことを言っているわけでしょう。その仕組みは一番、今要求されているんだという気は私もしているんですけども、そのことのために実は何回も参加ということを書いてきたんだろうなという気はするんですよ。それをうまく組み合わせる、条文に表現していくということがうまくいかないかなということ作業チームで検討していただくと。

久保委員 高野さんにお伺いしたいんですけども、区民ニーズという場合には区民にとって一番必要なことというふうに日本語になる。Aのことが区民にとって一番必要だと判断するのは一体だれなんですか。区長ですか、区議会ですか、区民全体ですか。区長によってはAはニーズと思わないという区長がいるかもしれない。こっちの区長はBのほうが必要だと言うかもしれない。そういうあいまいな言葉で大事な公共サービスを規定しないほうがいいというのは、さっきからそう言って、ニーズをだれが判断するんですか、そのニーズを、と聞きたいんですけども。

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 需要という形になると、てんでに各少数の人間がこういうことをやりたいということで、その人間が本当にいるんな形で参加してする、いわゆるコミュニケーションからコミュニテ

ィになってくれば、そこで初めてこういうことをやりたいねというところが出てきます。その出てきたところの需要の部分でだれが判断するかというと、それは行政がそのところで、ある意味で行政がその部分をこれはみんなのニーズかなということのを推察して、これが需要だから、じゃ、それに基づいたものを施策として考えようということをやっているのではないかというふうに考えています。

久保委員 それでいいんですか。

高野委員 過程を今言った。じゃ、いいや。次、いって。

樋口委員 住民の区民のニーズは、ニードというのかしら、非常にさまざまで多様で、どれが一番正しいかということはだれも一方的には決められないことで、それを決めているのは私は議会が決めて、それを執行機関が遂行していくということだと思えますね。そのときにもう一つの見方というか、切り口としては、それを今までいけば行政が税金でもってやってきて、それがすべてやって、だけど、多様化する中で行政がやって非効率であったり、そういう公平、平等だけでできない多様なニーズになってきているから、その担い手が行政だけでなく、市民であったりNPOであったり、ある意味では企業であったりというふうなところをやっぱりもう一つこの側面を入れていくことが、そのニーズを受け入れていくことの幅を広げたり、細部にわたってそれができるようになるという、そのところをやっぱり今回入れておく必要があるんじゃないかと私は思っています。だから、そのニーズをどう実現するかというのは行政が決めることではない。

辻山座長 そうすると、ちょっと場所を考えないとね。今で言うと、要するに認定について行政はしっかりと人々のニーズを把握してやりなさいよということを書いてあるんだけど、今おっしゃったのは認定と同時にそれを充足していく役割を行政だけが担うわけじゃないでしょうということになる。それは協働の問題ということになりますね。そこに分けて書くのか、それともそういう運営の仕方を、少なくとも公共サービスというのは政府が供給するものだけじゃありませんよという原点です。それはそうだと思うんですね。それをどこで書くかだな。やっぱりね。2が入っていて、上は行政は適切にニーズを把握しなさいよと、こういうふうに言っているわけだ。

佐原委員 ちょっと話の的が外れているかもしれませんが、今お話を聞いたり、これを読んだりしていると、これは区民の要望条例に近くなっているんじゃないかなというふうな感じがしないでもないですね。責務とか役割とかというのが多いんですけども、区民案の区民の責務になると1項目しか入っていないし、議会になると2項目、3項目入っているんですけども、やはり思いは物すごくわかるんですけども、この行政運営、先ほど根本委員が言ったように、これは少し分けてわかりやすく記載したほうが、かえって私はいいような気がします。私は、この条例は区民が読むと思うんです。そうした場合、私はこれ読みませんね、なかなか。

辻山座長 たくさんあるからね。

佐原委員 区民の立場としたら、私はよっぽどのがなければ読まないで終わっちゃうという形になります。そういう意味でもうちょっと整理をされて検討したほうがいいのかなというように思います。

辻山座長 最近、自治基本条例で話す機会があって、私はこう話し、あるシンポジウムで会場から、この条例案には何々が入っていないじゃないかというようなことを質問される方がいて、そのやりとりの中でこんなことがあったんですね。これは私たち市民の要望のリストじゃないんです。こうしてほしいというのではなくて、私たちは我がまちの憲法づくりにかかわっているから、私たちが例えば政府の当事者だとしたら、これはやれる、ここまでならやれるということを書いていきますので、オンブズマンという役割の人をお金をかけて任命をしてやるということの判断、そこまでの決断はできなかったの、苦情処理を充実するというふうに逃げていますという回答があったんですね。

それは大事なことで、今、佐原委員もおっしゃったように、区民から見れば、こうあってほしいということがたくさんある。私たちだったらここまでならやれるという判断を基本条例でやらなければ、私たちの憲法にはなかなかならない、要望書になってしまうという、そのところを

今、佐原委員が恐らくおっしゃったんだろうと思うんですね。そこを自覚的にして、どうやって、この条文がなければ、ここに書いておかなければこれは実現できないぞというようなことに力点を置いていくとかいうような、少し作業の手順とかやり方を検討していただかないと、このままだと三者、また、小委員会集まっても、どっこいどっこの議論になってしまいそうな気がしますので、ぜひともそこら辺の全体の構えのところあたりについても少し議論をしてから検討作業を始めるといふことにしていただきたいなと。

何か先送りするための遺言のようですけども、そんなこともあって、作業チームにお願いしたいのはもう一つ、議会案にも区民案にも出ているんですが、執行機関または行政の役割のところ「みずからの判断により」、行政というのはみずからの判断というものをどうやって形成するんだろうか。もちろん二元代表制ですから、区長に信託された範囲内でのみずからの判断というのはあり得まじょうが、この意味しているところ、1つの考え方は区民のニーズに応じてといったときは、それはもちろん応じ方はみずからの判断なんですが、正確に言うとやはり議会案のように権限と責任の範囲においてとか、何かそういう独立したみずからの判断ということ強調する意味は何だろうかというようなこともちょっと感じておりまして、御検討をいただければということをお願いしておきたいと思っております。

それから用語ですけども、先ほど高野委員の御説明で思いは非常によくわかったのですが、区長の設置のところですが、信託を受けるのは区でしょうか。区政というものが受けるのではないか。これは言葉の問題ですが、代表するのは法人たる区を代表するということですので、信託を受けた区を代表するのよりは、やはり久保委員がおっしゃるように広い公法人を代表するという趣旨だと考えていますので、そこら辺で文言の調整を少ししなければいけないんじゃないかなというふうなこともちょっと感じておりますが。

そのほかは、よろしいでしょうか。これは本当に第2チームなんですか、送り込まれていきますが、大体いいですか。

それでは、1時間半も議論をしてしまいましたので、一応ここで区分C・Gについて……（その他発言する者多し）そうだ。だから、行政のほうは野澤さんと折戸さんが第2チームね。頑張っていたらいい。（「そうですね」と呼ぶ者あり）これやっぱり、文言だけでは済みません。項目の組みかえみたいなことをこの内部だけでもやることで、大分解決のつく部分はあるなという気がいたします。

それでは、そういうことで作業チームに送るといふことにいたします。

それでは、次の議題ですけども、地域自治区分F：地域自治について検討いたします。これは検討チームの御報告を受けたいと思っております。どなたが。はい、お願いいたします。

野尻委員 区分Fの地域自治につきましてチーム3での検討したものを御報告いたします。

お手元の資料の骨子案検討シートの3枚目の裏ですね。あとは三者案調整たたき台区分F：地域自治、8ページです。それから条例に盛り込むべき事項の5ページ、それを御参照ください。

初めに、地域自治の推進につきましては区分Eの地域自治、お手元の資料の1枚目の裏です。区分E：地域自治から区分Fでの検討事項として移行したものです。地域自治の推進骨子案全体の流れとしては、初めに地域づくり、地域自治の担い手は区民であり、区は地域自治を推進するとし、その仕組みとして区は地域自治区を設け、区民はそこに地域自治組織を置くことができました。

骨子案を読み上げます。

地域自治の推進。「区は区民が地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう地域自治を推進する。」

「区は一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける。」

「区民は地域自治区ごとに地域自治組織を置くことができる。」

現状では地域自治組織は地区協議会なのか町会なのか、そのほかの組織なのかは合意に至っておりませんので、あるべき地域自治の組織については別の条例での議論にゆだねることにします。

ここでは初めに地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、それを推進するのが区であることを明言しました。

次に、地域自治組織は地方政府の一端を担って……今の条文ですけども、ここで地域自治組織は地方自治政府の一端を担っているはずであり、分権の一部を担う組織になってほしいということから条文を、区は地域内分権を推進するとしてみましたが、地域内分権という文言は入れないことになっていきますので、区は地域自治を推進するとしてしました。

次に、区は前項の仕組みとして、一定の地域区分を定めた地域自治区を設けます。地域自治組織は自治区に1つであり、区民が自主的に置くことができるとしました。そして、地域自治区に

関し必要な事項は別の条例で定めることとします。

次に、地域自治組織の機能です。これは骨子案に盛り込むべき事項はないのですが、説明としては地域自治組織の機能については例示であり、さらに議論を推し進める必要があります。地域自治区等とともに別の条例で議論し定めることとします。

次に、地域自治組織への支援等です。骨子案に盛り込むべき事項は、区は地域自治を推進するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。この努めなければならないとしたのは、区の財政状況もかんがみ、努めるではなくて努めなければならないとしました。

次に、条例委任です。骨子案に盛り込むべき事項は、地域自治区及び地域自治組織に関し必要な事項は別の条例で定める。自治基本条例においてすべてを書き込むことは困難なため、詳細は別の条例で定めることとしました。

その他として、地域自治区及び地域自治組織に関する別の条例を定める場合には、区民・議会・行政の三者検討会議で検討することとしますと記載いたしました。この区民の参加については真っ先に行政委員から地域自治組織と住民投票の別条例の制定に区民がかかわるのは当然という御意見をいただきました。先ほども議員委員からもいただきましたけれども、ここに会議録として記録をとどめるばかりでなく、検討会議の合意事項として記録に残し担保したいと思っております。先ほどからのお話ですと、この自治基本条例の中に区民参加を条文として入れて担保していくと、明確にしていくというお話が出ていますので、ここにこれだけのことを書き込む必要もないかなとも思いますが、チーム3のときの検討のときには全体にはそういうお話はならないのではないかなということで、特にここに記録として残しました。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。相当程度整理がついたものが提出されておりますが、まずは御質問等御意見がありましたらお受けいたしましょう。

つくった当人ではないんですね。はい、どうぞ。

あざみ委員 地域自治組織への支援なんですけれども、「努めなければならない」というふうにした理由が財政状況をかかんがみということなんですけれども、努めなければならないというのは何にでも当てはめようと思えば当てはまってしまって、私はできる限りそう努めなければならないというのにしないほうが良いというふうに思っているんですね。要するにこの条文が弱まると。努力義務、してもしなくても努力すればいいというようなところがありまして、しかもその理由が財政状況というところでは、議会はそこを特に言っていないんだっけ。区民ですよ。区民の皆さんは「講じるものとする」と言い切っているんで、ねばならないというところ何かすごくきついですけれども、「ものとする」という言い方はすごくいいなというふうに思うんですね。財政状況を考えたらすべての文言が「努めなければならない」になってしまうので、私は余り遠慮することはなく、必要な措置というのはその措置を決めるのは最終的には議会で、例えば予算とかそういうことは判断をされるので、そこに予算を審議するときに必ず財政状況をかかんがみで議会は判断をするはずですので、そこを信頼していただければ「努めなければならない」というふうに弱める必要はないんじゃないかなと思いました。

辻山座長 どうですか。

野尻委員 確かに私も努力義務ではなくて、あざみ委員のおっしゃるとおりだと思いましたがけれども、これは行政のほうの区の財政……。 (発言する者多し) 行政のために、行政から出たとまですべて申しません、御安心を、ということです。これは確かに「講ずるものとする」というふうにしたとは思いますが、いかがでしょうか。

辻山座長 そうですね。どうですか。(「いいと思います」「余り意味合いは変わらないと思うね」と呼ぶ者あり) そうですよ。ニュアンスの違いだけで、条文の持つ力に余り変更はない。必要な措置と言っていますからね。(「そこなんですよ」「必要なんだ」と呼ぶ者あり) 「講ずるものとする」という御意見で、反対意見はなかったということです。そのように記録されるはず。(「されるものとする」と呼ぶ者あり) ものとする。(「さわやかでいいよ」「それは強制されてやるよりは、講ずるものとするのほうが良い」と呼ぶ者あり)

そのほかは、いかがですか。

高野委員 自治組織の中で、ここにも書いてあるんですけども、町会が云々とか地区協議会が

云々というところがあって、それは別途定めるということで条例を定めるということなんですけれども、一応ここでは地区協議会の位置づけをしましょうということで第一次実行計画の中においても書いている部分がございますので、この辺をどういう形で表現していかなきやいけないのか。これを表現していただけないでしょうかというところがお願いなんですけれども、言っている意味わからないでしょうか。

ということは、地区協議会の位置づけを明確にするということ、地区協議会という自体が今もし地域自治組織の中の一員となろうとしたとしても、地区協議会というのはまだ位置づけされていないんですね。今、支援に関する要綱しか出ていないので、全く組織ではないんですね。だから、その部分をちゃんと地区協議会というのを位置づけないと地域に戻ったら単なるすごい、今まで行政から委託されてやってきたことが全く何なんだということになり兼ねないので、この辺の担保というか、押さえをどういうふうな形でやっていただけるのかなというのが、地区協議会にかかわっている人間としてちょっと今お聞きしたいということです。

辻山座長 これは、どう考えたらいいんですか。必要な措置でしょう。どなたか。

はい、どうぞ。

菅野委員 委員がおっしゃるとおり、実行計画の中で地区協議会を新しい条例に書き込むということは確かにございます。こういった表現というか、こういった議論が行われたということでございまして、現在の地区協議会を否定するとか、そういった意味合いは全くございません。しかしながら、まちのいろんな状況等をお聞きをいたしますと、現在の地区協議会については一定程度の評価といいますか、見直しという言い過ぎなんですけれども、そういった時期に来ているんだろうということで、地区協議会そのものを書き込むのがいいのか悪いのかということも含めて新しい地域自治組織という書き込みをして、それについての議論というのをこの自治基本条例の制定までに果たしてすべてできるのかということをお考えますと、別の条例で議論をもっとじっくり、ゆっくりしたほうがいいのかという話し合いの中で、こういったチーム3では書き込みになっているということでございます。

辻山座長 高野さんの考えでは、例えば地域自治組織というところに地区協議会などというようなものを入れていくことによって、ある種のつながりとか安心とかというものを保障したらどうかと、こういう。（「そうことです」と呼ぶ者あり）なるほどね。（「最小限、それには必要ではないかと」と呼ぶ者あり）うん。

はい、どうぞ。

佐原委員 この地域自治組織が必ずしも地区協議会ということではないと思うんですよね。新たに見直しをして、この条例の中で位置づけをしていきたいという考え。いわゆるこのまま移行するということがなくて、その地区でいろいろと実績も上げて、いろいろやっているところもあるんですが、一度見直しをしたほうがいいんじゃないかということで、この地域自治組織が地区協議会とはまだ決まっていないと思います。それをやっぱりしっかりと議論をして位置づけをしていったほうがいいんじゃないかなと、私は発言させてもらいます。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 地域自治組織の臨時組織として現段階では地区協議会、それから町会その他の組織に限定はしないものとするという程度にしておかないと、今ここでそれを決めることは。（「なやましいんですよ」と呼ぶ者あり）だけど、やっぱりこれは、僕は地域自治というのはそんなに簡単にできないと思う。自主的につくることを中心にしているだけに、ここでたがをはめちゃうとかえって、時間をかけて地域住民がやっぱりもっと検討する必要のある組織じゃないんでしょうかね。だから。どうなんですかね。限定を今しないと。

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 今そこに文言を入れてほしいという強い意志はないんですけれども、ただ、その部分で今ここでさらっという形で流れると、そうするとまた今問題になっているところがゆだねてやるのかということになると、今、我が四谷地区においてはプラットホームを既につくって指導しているわけですよね。まだその成果という形は出ませんけれども、一応そういう形で、じゃ、べ

ースはというと、地区協議会をベースにしてそこに町会の会長あるいは地域の代表の人たちが集まって、もう会議、ここで三、四回やっているわけです。そうすると、そういう形で納得していれば、その部分でそういうものだというのが地域でわかれば、それで具体的にどういう形でどういうものを作っていかというのは、これは単年では無理だと思うんで、数年かけてでもこれはできるというふうに考えるんですね。そうすると、そこを1つのベースとして、これを土台としてというふうな部分があるんだけど、でも、今、ほかの地域のことを考えたりなんかすると、自分のところだけはいいからここ入れろという強い要請はないんですけども、ただ、そうすると地区協議会という位置づけが、じゃ、例えば地域センターの運営委員会はちゃんと条例化されています。だけど、地区協議会は条例化されていないです。そうすると何だろうと考えたら、その部分を、じゃ議会のほうで早速つくっていただけるんでしょうかね。そこなんですよ。そこを、だから何とか担保できないかということをおもな地区協議会の連絡会議だとか、そこでもそうやって、どうやってそれをするかということをおもなで話し合っていきたいというふうなところがいろいろこれから出てくるというふうに思います。

辻山座長 はい、どうぞ。

野尻委員 地域センターが条例化されているのは、箱を管理運営しているんですね。それが主な目的。あとはコミュニティの醸成ということなので、ですから区の財産を預かるといいますが、どうしても条文化しておかないと運営できないんですね。ちょっと意味合いは違うかなと思うんです。

辻山座長 なるほど。  
はいどうぞ、土屋委員。

土屋委員 地区協議会につきましては区民検討会議の中でも全然その位置づけが合意ができていないので、私としては条例に盛り込むという、その地区協議会という言葉で盛り込むのはまだできないんじゃないかなと思います。盛り込まなきゃいけないのであれば、もっと区民検討会議の中で話し合っ、その中でやっぱり地区協議会を位置づけようという動きがあったからじゃないと、私はここでもし入れ込もうといったものを区民側に持ってかえってこうなったよということは、報告はできないと思います。

辻山座長 はい、どうぞ。

樋口委員 中にいる者でないのでもちょっとずれたら済みませんけれども、今のずっとこのあれとか今の作業チームのを聞いていると、高野委員がおっしゃっているそのことこそ新しい個別の条例で決めていくということで、私は地域の状況はある程度把握、私もわかるんですね。本当に片方でこういうことをしながら、片方で現実に本当にああいう活動をしていらっしゃるわけで、だけど、ある意味では今、地区協議会とかでやっているところがまさに地域自治組織になっていけるためにも、今やっていることをもっと充実させていくことで、これが地域自治組織なんだというふうに条例で規定することができるというふうに私はつながっていくべきものだと思うので、その現場の中でもこれがどうなっちゃうんだろうとか、そういうことよりも、むしろこれこそがこの地域の組織なんだというふうに持っていくことで新しい個別の条例のところでもちゃんと規定されていくんじゃないかなと思うんですけども、そういう流れというか、つながりというか。

辻山座長 僕も同じようによそ者ということで言いますと、こういうものはどんな厳格な条例をつくってもそのとおりはいかなくて、まさにそこに実体があるかどうかということだから、条例をつくる時に例えば地域自治組織をどうやってつくろうかという相談をどの単位でやるんだろうかという現実を見れば、そういうことの相談に取りかかれる実体のある、そういう区域区分みたいなものをおもなを考えていかなきゃ当然うまく動くわけではないわけですよ。そういうふうにして、おのずとこの条例の中に知恵が盛り込まれていくというふうにおもなしておくべきじゃないかな。つまり、そのことを無視した条例はつくれないということだと思っ、

はい、どうぞ。

小松委員 前に私たち小委員会でこの地域の割り方というのをいろいろと、例えば昔の行政区3区であったとかいろいろとやっている中で、四谷地域は本当に一番、地区協議会のエリアと

どうか、区のエリアが、1つの地区協議会のエリアが旧の割り振りにぴったりで、四谷が本当にスムーズにいく条件が一番整っているということで私たち6人が話をしているときになるほどだと、そういうふうな話し合いの過程があったんですよ。ですから、高野委員の所属している四谷の地区協議会が本当にきちんと思いきりされることはすごくいいんですけども、ほかのほうはまたさまざま。四谷が一番条件が整っているということが、私たちの話し合いの中ではたしかあったんですよ。委員長、そうでしたね。6人で話し合ったとき、そうでしたよね。お忘れですか。覚えていますか。

辻山座長 はいどうぞ、あざみ委員。

あざみ委員 それで、その条例に盛り込むかどうかというところでは盛り込む段階ではないと私も地区協議会について思うんですが、ただ、区長がというか、行政側が地区協議会を位置づけるというのを言っていたというところについては、期待をしているところがあるんですよ。四谷みたいにわかっている人たちばかりのところじゃなくて、要するに自分たちは町会との関係、上とか下という変ですけども、どうなんだとか、いろんなことを思っている方たちがいて、すごく期待をされているんですよ。だから、その点で今回盛り込めないのは、こういう事情で別条例のところこういう議論していて、それがつながっていくものなんだよと今、樋口委員がおっしゃったような部分を事前に御理解していただく必要があると思うんです。その辺の作業はきっと行政側じゃないとできないところだと思うので、そこをしっかりとっておけばいいんじゃないかと思うんですけども。

辻山座長 はい、どうぞ。

菅野委員 おっしゃるとおりで、高野委員もおっしゃったとおり実行計画は今現在はそういった位置づけになってございますので、その見直し、ローリングということでございますれば、まちの方にきちんと、条例できる前に説明は必要になってくるというのは十分認識しております。

あと、先ほどの地域センター条例で管理運営委員会というお話をいただいたんですけども、今現在、指定管理者ということになってございますので、条例の中では指定管理者の指定をするという記載があるだけで、その後選定していただいて議決で選んでいただいているということでございますので、条文に管理運営委員会は載ってございません。

辻山座長 なるほど。  
はいどうぞ、小松委員。

小松委員 それで、地方自治法上ではないけれども、条例上ではきちんとして将来的には地区協議会というか、地域自治組織というのはきちんとして条例上は位置づけましょうねということは、小委員会の中では私たちはそういうふうに全員の意見の一致を見えています。

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 最後まで粘るという気持ちは全くございませんので、ただ、今そういう、今回こういう形で、できればそれが逐条説明とか解説の中でも少しでもふれていただくということだけで、地域は何かいろんな形で安心すると。それと、このまま地区協議会の代表として全くその論議もせずしてこれをスルーするというのは、ちょっとみんなに申しわけないから、これは絶対に語り合うべきだということもあって、申しわけないんですが問題提起をしました。

ただ、自分も思っているながら、技術的でもどうやって入れたらいいだろうということはずっと悩んだんですけども、結局、最終的には区民の代表の我々と、それから検討委員の皆さんとやっぱりそれはふれないでいこうということを実は私から申し上げて、みんながそれに対して協力してくれて、今回その話はなしにして、だから地域自治組織をつくらうと。ただし、地域自治組織のいわゆるコモンルールというか、一般的なルールをつくっておいて、それを地域での地域の特性もあるし、いろんな形で地域の強いところ弱いところがあるから、その中でその地域自治組織を何年かかけてつくっていくのも1つだよということ、みんなと話をしています。だから、今のことはそんなに、申しわけないんですけども、強く嫌だという気持ちはありませんので、一応そういう流れで最後まで忘れない形でもよろしく願いしたいということです。

辻山座長 そういう意味では、大変充実した議事録が残ることになりますので、意味はあると思いますね。

はい、どうぞ。

野尻委員 別条例がどんなに重いものかということも、これは自覚して取りかからなければいけないと思うんですね。地域自治組織がどんなものという、そんな簡単なものではなくて、やはり地域内分権の担い手であるということ。将来的には選挙になるかもしれないですね。それで権限も予算も、いろいろ盛り込むことが、本当に重要なことがたくさんありますので、よく議論をすると、時間をかけるということになるかと思えます。

辻山座長 そうですね。そういう意味では別の条例で定めると。この条例を定める作業も結構重いぞということがだんだんわかってまいりましたが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

よろしければ、作業チーム3が提案していただいた内容で1か所、「講ずるものとする」というふうにしましょうねという合意ができましたので、そういうことで閉じたいと思います。

それでは、最後に2つの、区民討議会の準備会と、それからアンケートの作問検討会がやられたということで、その検討経過を御報告をいただこうと思います。最初に区民討議会の準備会のほうから、どなたがやっていただけますか。

はい、お願いいたします。

針谷委員 区民討議会の第2回の準備会が4月22日に行われました。前回のこちらの場でも御紹介しましたが、6月19日、20日でやるといったようなことがございまして、5月10日に参加依頼の文書を、資料等を発送する予定といったことがございましたので、参加依頼者向けのチラシですとか、資料はないですね、申しわけございません。資料はございません。私のお話だけでございます。チラシですとか、同封する資料の案ですとか、参加できないという方にもアンケートだけでも答えていただこうかといったところで、どうして参加できなかったんでしょうかというようなことで、どのようにしたら参加できますかみたいなことで、日程が折り合えば参加ができますよとか、もっと謝礼が高ければ参加しようと思うかといったようなこともちょっと入れてみようかなといったような検討をさせていただいたところでございます。

そうしたところで5月10日に発送しまして、31日消印有効で締め切りといったようなところで、実際の6月19、20日のほうに向けていきたいといったところでございます。60人程度という話がありまして、1,200人で5パーセントというところずっと進めてきたところでございますが、事務局側からちょっと提案ございまして、若干不安を覚えまして、1,200人と言っていましたけれども、1,500人ということで御同意いただけないかというような御提案をさせていただいたところ快く御同意いただきまして、1,500人の方を無作為抽出して募集させていただくということで、60人を超えた場合は公開抽選で行うといったような流れになるところでございます。

そのほか運営方法の件といたしましては、グループの構成ですとか討議ルールの説明の内容のほかに、この討議の中ではどんなふうに振る舞ってくださいますかみたいなことで、そういうことも討議を始める前に言ったほうがいいんじゃないかみたいなことで、ほかの方の意見は否定しないようにとかといったようなことも含めまして、討議のルールみたいなのも最初に説明しましょうみたいな話もさせていただいたところでございます。

それから、今後プログラムの内容の検討というか、テーマの内容検討などにも入っていかなくちゃいけないわけですが、この準備会の中の学識経験者などを中心に作業部会というのを5月1日に行うわけですが、そこで10時から17時の間でやるということだったので、その場のところで検討会議のほうから検討内容について少し説明をしていただけないかというような御要望がありましたので、本日のこちらの検討連絡会議にちょっと諮ってみようというような話をさせていただいたところでございます。なので、5月1日、土曜日になりますけれども、場所は、まちぼつとのところといったところでございますが、本日その部分で行ける方がいらっしゃればというようなことになりますけれども、その部分をお決めいただきたいというふうに思っているところでございます。

そのほかに区長、議長の出席などもわかりまして、区長は初日の、要するに6月19日の午後1時ごろからというようなことと、議長も2日目にはいらっしゃられるといったようなことがあります。

そのほか、次の日時の決定といったところで5月14日14時から、また次の準備会を開始するといったようなところがあるところでございます。

というわけで、報告でございまして、資料6としましては前回の、第1回の準備会の議事録を置か

せていただいたところでございます。したがいまして、5月1日土曜日、作業部会で10時からやりますけれども、今までの経緯等を御説明に行っていたらいいような方が何人かいらっしゃれば大変うれしいなと思っております。行政側といいますか、区の職員側は、私とあと事務局が1人行こうというふうに決めておりますけれども、区民の方もしくは議員の方でいらっしゃられる方がいらっしゃれば御一緒できればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（「午後ぐらいから」と呼ぶ者あり）一応、午前中に行ってみようかというふうに思っていましたけれども午後から。（その他発言する者多し）じゃ、高野委員と野尻委員で行っていただけないかということで、時間のほうはまた後で調整ということでもいいですか。（「10時から12時でいいんですよね」「あと、1時から5時の間」「10時から12時に移動ということはないの、特に」と呼ぶ者あり）時間の都合が悪いそうなので、その時間でなく、要するに10時から17時までにはやっているの、できれば午前中とかかと思っておりますけれども、ちょっと御都合が悪いそうなので、別の時間帯でということではございません。

高野委員 だから、私がずっといるかです。

辻山座長 高野委員がずっとつき合っていて。

高野委員 ずっといるしか。だって、野尻委員が来るのに私は帰りますって、帰れないです。

辻山座長 どなたか議員の方も行っていただけないか。

根本委員 10時から12時の2時間を私と思ったんですが。

針谷委員 わかりました。

根本委員 山田委員が都合が悪いというから、今だれかこの人に。（その他発言する者多し）

針谷委員 特段、別に代表というわけじゃないですけども、1人でも。

根本委員 わかりました、だから、調整します。

針谷委員 わかりました。じゃ、一応きょうのところは根本委員と、もしかしたら久保委員、それと高野委員と野尻委員とで、時間のほうは、事務局のほうで行き先の、もしかしたらスペースもあるかもしれませんので調整させていただきますので、御協力よろしくお願ひいたします。  
以上でございます。

辻山座長 はい。

久保委員 行政のほうに1点だけ質問があるんですけども、本当に大事な討議会なんですね。初めて区がやる、いろいろと努力されているんですけども、メンバーが構成できる自信はありますか。やってみなきゃわからないと考えていますか。

針谷委員 一応、統計上は間違いなく来る予定でございますし、実は先ほどもちょっと御報告させていただきましたが、1,200人と言っていたんですが、少し不安だったので、前回のこの準備会で1,500人に変えてもいいかということで御了解いただいておりますので、大丈夫だと思っております。

久保委員 300人の差でね。（発言する者多し）

辻山座長 よろしくお願ひします。

根本委員 ちょっとすみません。言っておきますけれども、行政がやるんじゃないですからね。三者検討連絡会議が主催だから、久保委員も成功の一端の責任を負わされているというふうに思ったら。

辻山座長 それでは、続いて区民アンケートの作問検討会。土屋委員、お願ひします。

土屋委員 それでは、区民アンケート作問検討会から御報告させていただきます。

4月19日に6人でアンケート作問検討会第1回を行いました。資料、議事録についてはまだ6者間で確認を行っていないので、きょうは口頭で報告させていただきます。次回に書面をお配りしたいと思います。

まず、ざっと御説明いたしますと、まずアンケートの目的について確認をいたしました。アンケートの目的としては基本データの収集と、今後の判断材料と、条例の周知の、この3点だと思います。

アンケートの設問に関しては、周知のための設問は特に設定しないということで、6者で合意いたしました。アンケートの設問についてですけれども、4月13日の連絡会で合意済みなのですが、全部で20問以下ということで、あと細かい表現方法や設問の並び順や報告書の作成は事務局と、あと今後の委託業者に一任するという事です。それと並行して進められている区民討議会の検討内容のすり合わせは、特に行わないことにしました。というのは、討議会はある程度レクチャーがあって、みんなわかった上ででの討議をすると思うんですが、アンケートに関しては数回の導入部の説明だけなので、同じ内容で問うにはちょっと無理があるということで、アンケートの作問はアンケートの作問だけで進めていくことにしました。

問題の設問の構成なんですけれども、まず導入的に一般的な質問を3問程度して、区分AからGまでくまなく1問ずつやっていこうと。それと、その中でも重要なものとして区分Aの目的、理念、原則、用語、最高規範、この中と区分B、区民の権利、責務、区分E、区民参加の仕組み、住民投票、区分F、地域の基盤、地域自治組織については3問ぐらいプラスして設問をつかっていこうと。ただ、それは決まりというわけではなく、実際につくってみて区分の調整をしていこうかなと思っております。

それと、事務局でつくってくださったアンケートのたたき台があったんですけれども、とにかくちょっと文字が難し過ぎて、内容が難し過ぎて、一般の人は見たらすぐ嫌になっちゃって、答えるのも嫌になるんじゃないかなということで、だれでもわかりやすい言葉遣いでしてほしいと。例えば、あなたは自治基本条例の基本的な考え方としてどのようなことを規定すべきと思いますかという設問に関して、自然と歴史と文化、環境との調和、平和への願い、人権の尊重、このあたりはわかるんですけれども、次から、情報の公開、共有、区民参加の保障、区民の自己決定、自己責任の原則、区民と行政の協働によるまちづくり、その他必要と思う項目、これで区民の自己決定、自己責任の原則とか一般の方に問うと、何で自分たちで決めて自分たちで責任を負わなきゃいけないのかよというような考えになるということも考えられるので、とにかくわかる、かなりの高齢者でも回答できるように表現を工夫しましょうということです。

それと、複数回答させる場合、数の制限としない、回答者がすべての項目に丸をつけてしまっても最終的に何もならないことも考えられるので、これは例えば3つまでとか、最も重要な項目に二重丸をつけるとかしていかなければならないんじゃないかということまで、作問の方向性については次回の検討会で検討していきますということになりました。

ちょっと個人的な感想なんですけれども、前回、区民討議会の準備会をちょっと傍聴させていただいたんですけれども、そこでは有識者の方がいて、業者の方がいて、座長がいて、話し合いがとてもスムーズだったんですけれども、作問委員会はとにかく6人で何にもないところから考えていかなきゃいけないということで、物すごく大変で、これからはちょっと頭が痛いところで、一番大変なものを引き受けてしまったというのが率直な意見です。でも、頑張ります。

とりあえず、御報告は以上です。何か補足がありましたら、お願いいたします。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 土屋委員が言われたように、やっぱり厳密、正確を期すと、やっぱり回答が少なくなるはずですよ。だから、やはり少しはやわらかくして厳密、正確ではないにしても、回答が多く来ることがやっぱりこのアンケートの最大の目的だというふうにぜひ考えて作問していただきたいことと、あと、2人入っているんだけど、その方がそのときに言うと思うんですが、私たち6人の小委員に親組織があるんですよ。十何人かの特別委員会という、この親組織から意見が出たのは、とにかく作問で誘導することだけは絶対にやめてほしいと、そういうことだけはぜひ気を遣ってくれという要望がありましたので、僕が伝えて申しわけない、担当の人がいるんだけど。

土屋委員 済みません、言い忘れしました。そのこともちゃんとお話はいただいております。それ

と、もう一つですけれども、議会については議会独自でアンケートを実施しているので、重複するような項目は聞かなくてもいいんじゃないかというようなことで合意はいたしました。

辻山座長 ほかに御意見はございますか。

はい、どうぞ。

山田委員 どういうふうな設問をするかというのは、これから議論するんだというふうに思いますが、下のところはとにかくとして、一番最初の自治基本条例の基本的な考え方としてということがありますけれども、自治基本条例というのは要するにその地域の自治のありようを決めることなんですね。だから、そこはきちんと問うべきだと思うんですね。突然、自然と文化と環境というのは、自治を進めていく1つの大きな条件にはなるんでしょうけれども、自治そのものではないわけですから、やっぱり今冒頭に言ったようなことを設問としてぜひ取り上げてほしいというふうに私は思います。

辻山座長 これはもう、業者の方は決まったんですか。（「まだです」と呼ぶ者あり）まだなのか。決まれば、クエスチョンのつくり方なんかはプロですから、要望さえ出せばやってくれたりし、大分……。 （「中身については」と呼ぶ者あり）

事務局 業者につきましては、11日に入札によって業者が選定されるという予定です。

辻山座長 なるほど。それが決まれば、スピードアップは可能かもしれませんね。（「それまでに会議を開いて」と呼ぶ者あり）そうです。（「そこだけを決めておいたほうがいい」と呼ぶ者あり）

土屋委員 私たちが説明を聞いたのは、業者の方は中身については何も素人なので、作問はすべてこちらで決めるようにというお話だったと思うんですけれども。（「それはないよな」と呼ぶ者あり）

辻山座長 もちろん、内容はこちらで決めなければいけない。要するに言葉づかいとか、そういうものは。（その他発言する者多し）

はい、どうぞ。

事務局 入札する業者なんですが、事前に見積りとかいただいている業者さんは、かなりそういった自治についてのノウハウもあるようなところがありましたので、必ずしもそこが入札で落とすとは限りませんが、やはり来るところは一定のそういった知識があるところということを考えています。

辻山座長 相当、孤立感が高かったようですので。では、そういうことで進めていただきましょう。

それでは、これで予定の議題は終わりですけれども、その他何か話題にしておくことはありますか。

なければ、事務局のほうからの事務連絡。

事務局 それでは、事務局から次回の議題について予定をお話しさせていただきます。

本日、区分のC及びGにつきまして意見交換をいたしましたので、本日終了後、検討チーム2の委員の方は日程の調整をしていただきたいと思います。

それともう一つ、区分D、議会の役割と責務につきまして次回までに三者案がそろう予定ですので、それがそろったところで区分Dについての意見交換を次回検討連絡会議で行いたいと思います。

チーム2につきましては、次回の検討連絡会議までに骨子案シートのほうの御提出をお願いしたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

辻山座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日のまとめ。はい、お願いします。

事務局 本日のまとめにつきましては、まず区分C、行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G、情報の共有につきましては本日いろいろ御議論いただきましたが、中項目といたしますが、その項目の組みかえや整理等も含めましてチーム2に申し送るということです。あと区分F、地域の基盤、地域自治の骨子案につきましては、チーム3の内容で御了承いただきました。1点、地域自治組織への支援等につきましては、表現の部分で「必要な措置を講ずるものとする」という部分は修正という形で合意をいただいております。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほう。

事務局 それでは、次回の日程だけ御確認させていただきます。

次回、5月12日水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じ第2委員会室となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

辻山座長 それでは、きょうはこれで終わりにいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 8時57分